

アマミデングダは
特定国内希少野生動植物種に
指定されています
増殖させた株については、
「種の保存法」に基づく
届出をした事業者に限り販売できます

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律



アマミデングダ

特定国内希少野生動植物種は
オキナワセッコク
アツモリソウ
レブンアツモリソウ
ホテイアツモリ
ハナシノブ
キタダケソウ
アマミデングダの7種です
(平成20年8月15日現在)

特定国内種を
取り扱う事業者の方
は届出の手続きを！

事前に

特定国内種事業を行う事業者の義務

(違反した場合は罰則の適用もあります)

1. 特定国内種事業の届出

農林水産省花き産業推進室と事業所を管轄する各地方環境事務所*の両方にご提出ください。

* 沖縄県内の事業所の場合は、那覇自然環境事務所となります。

2. 取引記録(記載台帳)の記載と保存

台帳の保存期間は5年となります。

また、農林水産大臣及び環境大臣の求めにより台帳を提出していただく場合があります。

3. 報告徴収及び立入検査の受入れ

農林水産省及び環境省が特定国内種事業に関し報告を求めたり、施設への立ち入りや書類等の検査を行う場合があります。

届出書の問い合わせ先

農林水産省 生産局園芸課 花き産業振興室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL: 03-3593-6469

環境省 那覇自然環境事務所 〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階 TEL: 098-858-5824